2022年10月31日

各 位

爱媛銀行

今治市、今治市社会福祉協議会と遺贈寄付の協定を締結します!

当行(頭取 西川義教)、株式会社伊予銀行および三井住友信託銀行株式会社は、今治市および社会福祉法人今治市社会福祉協議会(以下「今治市等」)との間で、お客さまの遺産を今治市等に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意に応えるため、今治市等と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を今治市等に寄付するための仕組みを構築いたしました。

例えば、遺贈寄付を目的とした遺言代用信託を活用すれば、お客さまにご相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、あらかじめご指定いただいた今治市等に寄付できるようになります。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 締結日

2022年11月4日(金)

2. 締結式

日 時 2022年11月4日(金) 13:00~13:30

場 所 今治市役所

出席者 今治市 市長 徳永 繁樹

今治市社会福祉協議会常務理事村上 伸幸愛媛銀行專務取締役坪内 宗士伊予銀行常務取締役伊藤 眞道三井住友信託銀行松山支店長野上 和雄

3. 相続関連商品・サービス(当行取扱商品)

名 称	商品・サービスの概要
ひめぎん・結ぶ思いやり 遺言代用信託 ^{※1}	・お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする遺言代用信託商品です。・「遺贈寄付特約」によって受取人に今治市等をご指定いただくことができ、ご相続が発生した際に、お預かりした金銭を今治市等に寄付することができるようになります。
遺言信託※2	・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。 ・遺言書の中で、今治市等を遺産の全部または一部の受取人として 指定しておくことで、ご相続発生後に今治市等に遺産が寄付され ます。

- ※1 オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いたします。
- ※2 三井住友信託銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いたします。



変革への挑戦 2nd stage

~地域再起動のプラットフォーマーへ~



【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部

TEL 089 (933) 1111

